



基本目標 3
地域医療の充実

目標

区民生活に不可欠な医療サービスを確保・充実していきます。

現況と課題

①台東区立台東病院の状況

区立台東病院は、高齢者の慢性期医療を担う拠点病院として老人保健施設千束を併設し、平成21（2009）年4月に開院しました。指定管理者により運営されており、台東区が設けている台東病院等運営協議会において、運営に関する評価・検証等を行っています。

区立台東病院・老人保健施設千束 利用状況の推移

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
病院	入院	病床利用率（120床）	83.2%	81.5%	87.4%
	外来	1日当たり患者数	218.8人	219.2人	219.9人
老健	入所	利用率（150床）	83.0%	87.9%	90.4%
	通所	1日当たり利用者数	23.4人	25.9人	30.8人

出典：令和6年度台東区立台東病院及び老人保健施設千束 運営評価表

②台東区立台東病院の課題

施設の老朽化に伴う、大規模の改修を迎えるに当たり、医療提供体制の維持と施設の改修の両立が課題となってきます。



区立台東病院

③中核病院の状況と課題

永寿総合病院は、協定に基づき台東区が要請する、「地域に必要でありながらも不足している医療（政策的医療）を実現する中核病院」であり、区が設けている中核病院運営協議会において、運営に関する評価・検証等を行っています。

平成 11（1999）年度に台東区と協定を締結し、その後、医療を取り巻く環境の変化を踏まえ、協定の見直しを行いつつ現在に至っています。

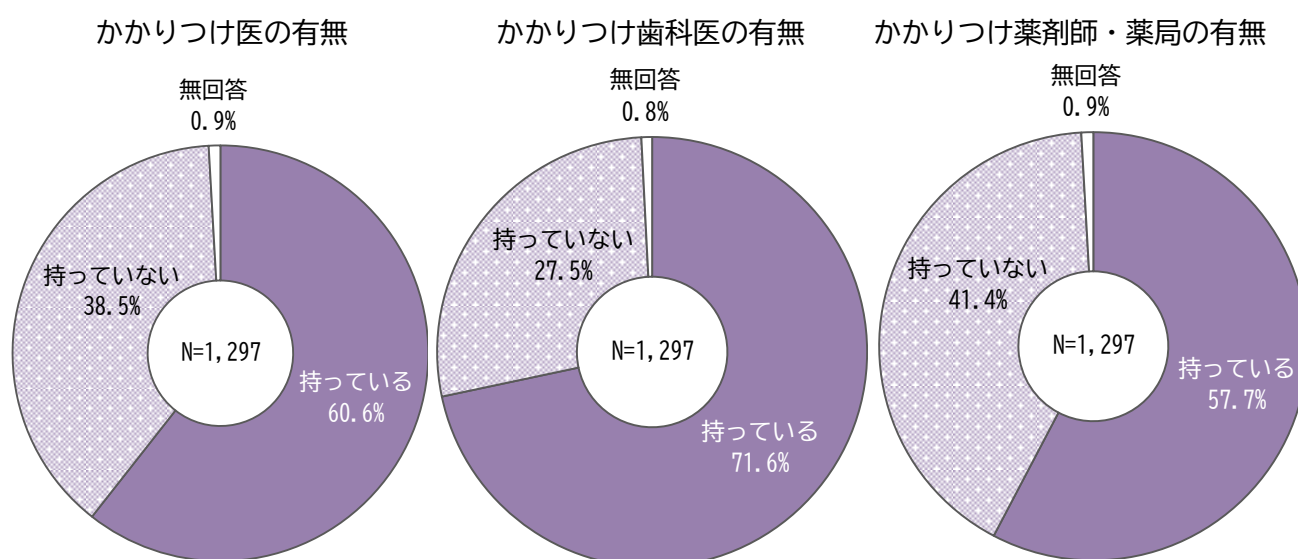
協定に基づき、小児科、産科、救急医療、災害時医療、集中治療機能、急性期リハビリテーション機能、緩和ケア機能といった政策的医療に加え、認知症の対応、在宅療養の推進、先進医療の提供等の時代の変化に対応するための医療を確保しています。

医療の高度化が進み、中核病院としての期待が一層高まる中で、政策的医療の機能等を今後も安定的に提供するだけでなく、需要に応じて充実を図り、機能を強化するために、どのような方法や支援が必要なのか検討をしていく必要があります。

④かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）と医療連携の状況と課題

医療の専門化が進むことに対応して、総合的に診療する医療のニーズが高まっています。身近なかかりつけ医等の利点は、①日ごろから健康管理などについて気軽に相談できること、②近所なので通院に便利なこと、③適切な医療機関を紹介してもらえること、といった点にあり、医療連携の目的は、かかりつけ医等のいる診療所と専門医がいる医療機関が連携し、全体として総合的な医療を提供することにあります。

この二つの医療機関の連携を「病診連携」といい、区民意識調査では、既に 9 割以上の診療所が病診連携を利用している状況にありますが、一方で、診療や入院時に病院側が受け入れられなかったことがあるなど、連携の円滑さという面で課題が残っています。



出典：区民意識調査（令和5年）

⑤医療に関する患者の相談窓口の状況と課題

患者の声をくみ取る窓口として、「患者の声相談窓口」を設置し、医療に関する問題を解決するための助言や関係機関の案内を行っています。

窓口に寄せられる患者の声を継続的に医療機関に情報提供し、地域医療の質の向上に反映させていく必要があります。

具 体 的 な 取 組

区の取組

身近な地域で適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）に関する情報を提供し、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進と医療連携の推進を図ります。

①区立台東病院の維持、充実

- 高齢者の医療拠点としての機能の維持・充実を図ります。
- 併設の老人保健施設千束と連携し、リハビリテーション室の機能を活かしたサービスの維持・充実を図ります。
- 総合的リハビリテーションサービスの充実（訪問・通所・外来）を図ります。

②中核病院機能の充実、強化

- 中核病院として政策的医療の維持・充実を図ります。
- 認知症高齢者の支援や在宅療養の推進に係る事業、先進医療の提供など、時代の変化に対応するための医療機能の確保に係る事業を実施します。

③かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進と医療連携の推進

- かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）に関する情報提供を行います。
- 各医療機関の専門機能等の情報共有化による効率的な医療連携を推進します。

④患者の声相談窓口

- 医療機関との信頼関係の構築を支援するための相談、助言を行います。

区民一人ひとりの取組

- 身近な地域に、何でも相談のできる、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持ちましょう。



医療マップ「台東区の身近なお医者さん（令和5年度版）」

関係機関の取組

- 各医療機関の自施設の最新情報の発信

指 標

指標	平成29年度 (2017)	令和5年度 (2023)	目標
かかりつけ医を持っている区民の割合	63.2%	60.6%	72%



目標

救急医療、災害時医療の充実を図ります。

現況と課題

①初期救急医療の状況

台東区では、休日における入院を必要としない急病の患者（初期救急患者）を対象として、当番医制による診療を実施しています。また、24時間365日、救急医療体制を確保している医療機関（二次救急医療機関）として、永寿総合病院と浅草病院の2つの医療機関があります。

②小児初期救急医療の状況

台東区では、平日準夜間及び休日における15歳までの小児の初期救急患者を対象に、台東区準夜間・休日こどもクリニックで診療を実施しています。

③初期救急医療の課題

区民意識調査では、「救急車を呼ぶべきか、判断に迷う場合にどこに相談していますか。」という問いに対して、約半数の方が「特にない」と回答をしています。医師の働き方改革や高齢化等に伴い、初期救急医療の担い手が不足してきている中で、急な体調不良の際に適切な選択をできるように救急医療の体制を普及啓発していく必要があります。

④災害時医療救護に対する取組の状況と課題

震災時には家屋やブロック塀等の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定され、迅速な医療救護活動が求められています。震災等の大規模災害が発生した場合には、「台東区地域防災計画」において区災害医療コーディネーターや地区医師会を中心とした医療救護班の活動を定めているほか、関係機関でそれぞれ活動マニュアル等の整備を進めています。

また、東京都が定めている災害拠点病院^{※15}には永寿総合病院が、災害拠点連携病院^{※16}には浅草病院と区立台東病院が指定されています。その他、東京都では災害時における二次保健医療圏単位での連携を進めており、台東区の属する区中央部保健医療圏

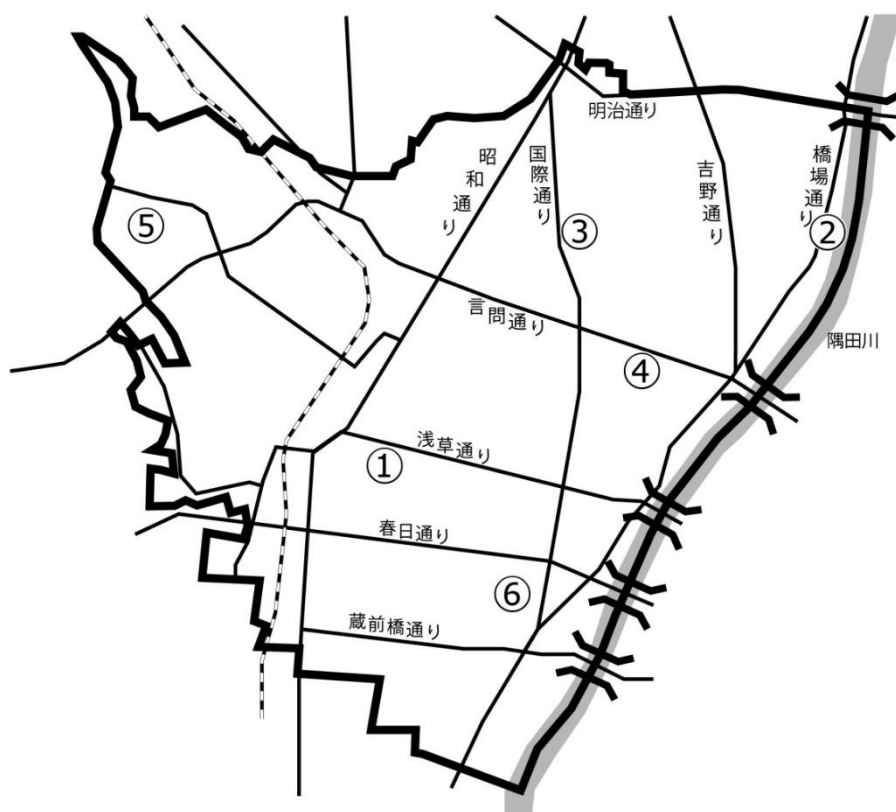
※15 災害拠点病院とは、災害時に、主に重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院のことです。

※16 災害拠点連携病院とは、災害時に、主に中等症者または容態の安定した重症者の収容・治療を行う東京都が指定する病院のことです。

(千代田区、中央区、港区、文京区、台東区)においても、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に地域災害医療連携会議を通して、連携の強化を図っています。さらに、超急性期(災害の発生直後から概ね72時間までの間)に、区内6カ所に緊急医療救護所^{※17}(緊急医療救護所に準じた避難所医療救護所を含む)の設置を予定しています。

なお、令和6(2024)年能登半島地震において、急性期(発災から1週間程度)以降の避難所等での医療需要が高まったことから、これまでの超急性期の医療救護体制の整備に加え、急性期以降の体制も整備していく必要があります。

緊急医療救護所等の配置図



種別	配置番号・名称	所在地
緊急医療救護所 (緊急医療救護所に準じた 避難所医療救護所を含む)	① 永寿総合病院 前	東上野2-23-16
	② 浅草病院 前	今戸2-26-15
	③ 区立台東病院 前	千束3-20-5
	④ 浅草寺病院 前	浅草2-30-17
	⑤ 谷中小学校	谷中2-9-16
	⑥ 蔵前小学校	蔵前4-19-11

※令和7年3月現在

※17 緊急医療救護所とは、災害の発災直後から概ね72時間までの間に、災害拠点病院等の近接地に設置し、重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供を行う救護所のことです。近隣に病院がない地域では、避難所内に緊急医療救護所に準じた避難所医療救護所を設置します。

具 体 的 な 取 組

区 の 取 組

休日の医療機関を確保するだけでなく、救急医療の体制を広く普及啓発することにより、急な体調不良の際に区民が適切な選択をできるよう支援します。また、災害時における医療救護活動について、関係機関等の協力のもと体制整備を推進します。

①救急医療の充実

- 休日初期救急医療を継続的に実施します。
- 小児初期救急医療（台東区準夜間・休日こどもクリニック）を継続的に実施します。

台東区準夜間・休日こどもクリニックとは？

台東区では医師会や薬剤師会と協力し、平日の準夜間（受付 18:45～21:45）と休日（受付 8:45～21:45）にこどもクリニックを開設しています。急な発病で治療すれば帰宅できる病状の 15 歳以下のお子さんを対象に永寿総合病院内で診察しています。



②災害時医療の充実

- 災害時における医療情報の集約・一元化、情報連絡体制を整備します。
- 地区医師会や災害拠点病院等との連携により、災害時の医療救護体制を整備します。
- 限られた人員・資源で緊急医療救護所等を運営するためのマニュアル等を整備します。
- 医薬品及び医療用資器材の備蓄や供給体制を構築します。
- 医療救護訓練、災害医療に関する各種研修会を実施します。



医療救護訓練の様子



トリアージ研修会の様子

区民一人ひとりの取組

- 医療救護所の役割と設置予定場所を確認しておきましょう。
- 家庭で災害用品を備蓄し、避難所、避難場所を確認しておきましょう。

関係機関の取組

- 災害時医療に関する地区医師会等関係機関内の情報共有及び他関係機関との連携
- 都や区と連携し医療救護活動訓練や災害時医療研修会を実施

指 標

指標	平成 29 年度 (2017)	令和 5 年度 (2023)	目標
救急車を呼ぶ前の相談窓口を知っている人の割合	—	48.6%	増やす

相談窓口

名称	電話番号	受付時間
東京消防庁救急相談センター 急な病気やけがの際の救急相談と医療機関案内を行っています。	#7119 または 03-3212-2323	24 時間 365 日対応
子供の健康相談室 子供の健康・救急に関する相談に、看護師・保健師などが答えます。また、必要に応じて小児科医が対応します。	#8000 または 03-5285-8898	月曜～金曜 (祝日・年末年始を除く) 午後 6 時～翌朝 8 時 土曜・日曜・祝日・年末年始 午前 8 時～翌朝 8 時

目標

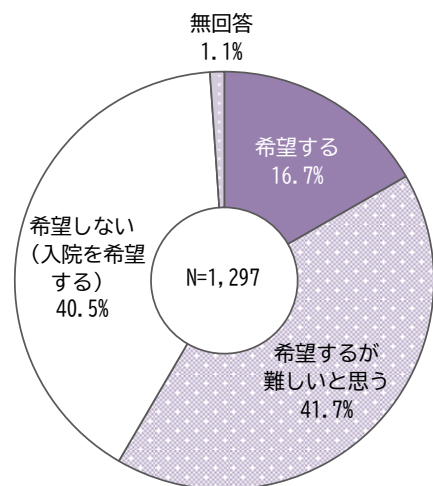
在宅療養に関する情報提供や普及啓発を図るとともに、医療・介護関係者の連携により在宅療養の支援を図ります。【重点】

現況と課題

①在宅療養に関する意識

区民意識調査によると、在宅療養を希望したいと思うかどうかの割合は、「希望する」が16.7%、「希望するが難しいと思う」が41.7%で、半数以上の方が可能であれば、在宅での療養を選択したいと答えています。また、在宅療養を希望しない、もしくは実現は難しいと考える理由は、「家族に介護などの負担をかけるから」、「急に病状が変わった時の対応が不安だから」など、在宅療養を不安視する理由が多く選ばれています。一方で、「入院していた方がよい治療を受けられると思うから」、「自宅でどのような医療や介護を受けられるかわからないから」といった、在宅療養に関する情報や知識の不足を理由に挙げている割合も高くなっています。

在宅療養の希望について



出典：区民意識調査（令和5年）

②在宅療養における課題

台東区の介護保険サービスにおける居宅療養管理指導^{※18}の利用件数は、令和5（2023）年度の累計で35,811件となっています。今後、超高齢社会の進展に伴い、医療・介護を必要とする高齢者が増えていくことが予想されます。こうした中で在宅療養を進めていくためには、区民の理解促進を図るとともに、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護福祉士などの医療・介護の関係者が連携し、お互いの専門的な知識を活かしながら、一体となって高齢者やその家族をサポートする仕組みづくりが必要です。

※18 居宅療養管理指導とは、在宅で療養している通院が困難な方に対して、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うことです。

具 体 的 な 取 組

区の取組

病院から在宅療養への円滑な移行や、住み慣れた場所での安定的な在宅療養を支援するため、医療と介護の連携強化を推進します。

①医療・介護の連携推進に向けた検討

- 医療・介護の多職種による協議体において情報共有を図り、関係者間の連携体制を強化します。

②在宅療養支援窓口による相談対応及び普及啓発

- 在宅療養支援窓口において在宅療養に関する相談対応や関係機関との調整を実施します。
- 在宅療養に関する情報の普及啓発及び情報提供を行います。
- 普及啓発冊子等を作成し、区民に在宅療養についての理解促進を図ります。

③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

- 切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスの提供体制を構築します。

在宅療養支援窓口とは

台東区では在宅療養生活における医療面を中心とした様々な相談に応じるため、「台東区在宅療養支援窓口」を区立台東病院内に設置しています。

(受付：平日 9:00～17:00／土曜日 9:00～12:00)

在宅療養生活全般に関わる、医療・看護・介護のご不安やご心配事がありましたら、お気軽にご相談ください。



台東区在宅療養支援窓口リーフレット



台東区在宅療養支援窓口（区立台東病院内）

区民一人ひとりの取組

- 在宅療養生活で困った時は、在宅療養支援窓口やかかりつけ医、介護関係者等に相談しましょう。

関係機関の取組

- 多職種による研修会の開催や区民を対象とした講演会等の普及啓発の実施
- ICT（情報通信技術）を活用した医療・介護関係者間での在宅療養患者に関わる情報共有や ICT の普及に関する研修会等の開催

指 標

指標	平成 29 年度 (2017)	令和 5 年度 (2023)	目標
在宅療養支援窓口への相談件数（延べ）【重点】	466 件	794 件	増やす
在宅療養を希望するが難しいと思う人の割合【重点】	39.6%	41.7%	減らす